

善通寺市働く婦人の家条例の廃止（案）の概要について

1 経緯

善通寺市働く婦人の家は、「勤労婦人福祉法」に基づき女性労働者等の福祉の増進と地位向上を図る施設として、昭和60年4月に善通寺市総合会館内に設置され36年が経過しました。その間、根拠法である「勤労婦人福祉法」は数次の改正を経ながら「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（通称：男女雇用機会均等法）として今日に至っています。また、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が成立し女性を取り巻く社会情勢は勤労婦人の福祉から男女共同参画へと変化しています。

2 趣旨

善通寺市働く婦人の家は、女性労働者等の休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等福祉に関する事業を総合的に行う目的として機能してきましたが、これまでに於いて設置当初の目的を果たしたものと考えられます。社会情勢の変化に伴い利用者が減少したことや他の公共施設においても活動が可能であることから令和3年3月末をもって廃止するものです。

3 施行日

令和3年4月1日